

## 令和7・8年度小山広域保健衛生組合 入札参加者資格審査申請について(建設工事)

小山広域保健衛生組合が発注する建設工事の一般競争入札等に参加を希望する方は、次により申請してください。

なお、建設関連業務委託、物品購入等(物品・役務関係の業務委託)及び回収資源売却等については、別の提出要領となります。

### 1. 受付業種区分

建設業法第2条第1項に規定されている29業種

### 2. 参加者資格

- (1) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者。
- (4) 小山市、下野市、上三川町及び野木町の市税又は町税に未納がない者。
- (5) 国税及び都道府県税について未納がない者。
- (6) 社会保険等(健康保険及び厚生年金保険、雇用保険)に加入義務がある場合これに加入している者。
- (7) 申請日から1年7か月以内の日を基準日とする経営規模等評価の結果通知書において総合評定値(P)の通知を受けていること。
- (8) 本申請に係る提出書類について虚偽の記載や重要な事実についての未記載の事実がない者。
- (9) 申請者及び申請者の役員、申請者の使用人、申請者の経営に事実上参加している者が、小山広域保健衛生組合暴力団排除条例(令和4年条例第1号)第2条の暴力団員等又は第5条の密接関係者ではないこと。

### 3. 資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで(2年間)

### 4. 受付期間等

令和6年11月11日から令和6年11月29日まで(必着)

(期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く)

- ・入札参加者資格審査により入札参加者資格を備えていると認められた場合は、入札参加者資格有資格者名簿に登録され、入札参加資格の効力が発生します。
- ・入札参加者資格有資格者名簿はホームページで公開します。

### 5. 提出方法

郵送(郵便書留)(持参ではありませんのでご注意ください。)

※ 申請封筒に「入札参加者資格審査申請書 在中」と明記してください。ただし、小山広域保健衛生組合管内市町(小山市、下野市、上三川町、野木町)に本社又は支店等を有する方は持参による提出もできます。尚、受付票等の返送は行いませんので書留記録票は保管してください。

### 6. 提出先

〒323-0043 栃木県小山市大字塩沢 604 番地  
小山広域保健衛生組合 政策課 政策係 宛

## 7. 提出書類等

(1) 下記の①から⑨までを順に並べ、**黄色系A4フラットファイル**（商号又は名称を表紙、背表紙に記入）に綴じて提出してください。

番号	書類名称	備考
①	入札参加者資格審査申請書	申請区分の欄に「建設工事」と記入すること
②	業者登録カード(建設工事)	登録を希望する業種のみ記入すること
③	営業所一覧表	建設業法施行規則様式第一号別紙二(1)または(2)を提出し可とする
④	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	写し可とする (ただし、発行日より3カ月以内のものとする)
⑤	納税証明書	写し可とする (ただし、発行日より3カ月以内のものとする) ○法人 ・ <b>国 税</b> ：納税証明書「その3の3」 (「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないことの証明書) ・ <b>都道府県税</b> ：本社において「法人都道府県民税」と「法人事業税」に未納がないことの証明書 ・ <b>市 町 税</b> ：管内市町について「法人市町村民税」に未納がないことの証明書(直近2年分) ○個人事業者 ・ <b>国 税</b> ：納税証明書「その3の2」 (「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないことの証明書) ・ <b>都道府県税</b> ：「個人事業税」の未納がないことの証明書 ・ <b>市 町 税</b> ：管内市町について「市町村民税」に未納がないことの証明書(直近2年分) ※市町税については、管内本社もしくは管内支店等として登録を希望する場合に提出すること
⑥	印鑑証明書	写し可とする (ただし、発行日より3カ月以内のものとする)
⑦	誓約書(暴力団排除)	・必ず組合指定の様式を使用し、申請者本人が申請すること(委任先不可) ・ <b>実印</b> を押印すること
⑧	誓約書(談合防止・建設工事)	
⑨	使用印鑑届兼委任状	・契約・請求等において実印を使用しない場合または入札や契約締結等の権限を支店長や営業所長等に委任する場合に提出すること

⑩	建設業の許可通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日現在有効な、建設業法第3条第1項の規定による許可通知書の写しを提出</li> <li>・建設業の許可の更新を申請中の場合は、許可官庁の受付印が押印された建設業許可申請書(副本)の写しをいったん提出し、許可通知書が届き次第、追加で提出すること</li> </ul>
⑪	みなし登録電気工事業者届出受理証等の写し	業種「電気工事」の登録を希望する申請者は、電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)第34条第4項の規定による、みなし登録電気工事業者の届出を証明できる書類(「みなし登録電気工事業者届出受理証」等)の写しを提出
⑫	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日から1年7か月以内の日を基準日とするもの(有効期間内のもの)</li> </ul> ※更新中の場合でも、申請日時点で有効なものを提出するものとし、更新後速やかに新しいものを提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評定値(P)のあるもの</li> </ul>
⑬	専任技術者証明書	建設業法施行規則様式第八号又は様式第一号別紙四(専任技術者一覧表)を使用すること 写し可とする
⑭	ISO9000シリーズ(9001又は9002)・ISO14001の登録証及び付属書の写し	(財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものを提出すること (認証取得している場合のみ)
⑮	建設業退職金共済事業加入証明書	加入している場合のみ最新の証明書を提出すること 写し可とする
⑯	建設業労働災害防止協会加入証明書	
⑰	管内支店等実態調査同意書	管内支店等として登録を希望される場合に提出。 ※管内に本社がある場合及び管外事業所として登録を希望する場合は不要
⑱	管内支店等調査票	
⑲	管内支店等調査票(写真)	

※管内とは、小山市、下野市、上三川町、野木町を指します。

(2) 下記の⑳から㉔はファイルには綴じずに、順に並べてクリアファイル等に入れ、提出してください。

※ ⑳、㉓、㉔については、「7. 提出書類等(1)」においてフラットファイルに綴じるものとは別に用意してください。

番号	書類名称	備考
⑳	提出書類確認表	提出する書類について、該当する項目が埋まったのを確認すること ※表自体も提出すること
㉑	返信用封筒	定型で110円切手を貼付し、宛名を記入すること。 サイズは長形3号(120×235)とする
㉒	入札参加者資格審査申請書	①と同様のもの コピー可
㉓	業者登録カード(建設工事)	②と同様のもの コピー可
㉔	経営規模等評価結果通知書・ 総合評定値通知書の写し	⑫と同様のもの

(3) 提出書類に添付する各種証明書等は、特に指定の無い場合、申請日より3カ月以内に発行されたものを有効とします。

## 8. その他

- (1) 管内支店等として登録を希望される方は、⑰、⑱、㉑の書類は必ず提出してください。提出無き場合、管内支店等としての登録は認められませんので、ご注意ください。
- (2) 管内支店等で登録を希望される事業者の中から、無作為に抽出した事業者に対し実態調査を実施します。また、資格認定後においても同様に、定期的な実態調査を実施します。
- (3) 正当な理由なく実態調査を拒んだ場合は、登録が認められない場合があります。

## 9. 問い合わせ先

小山広域保健衛生組合 政策課 政策係

TEL 0285-22-3228

FAX 0285-22-3229